

市立小・中学校及び幼稚園の臨時休業の延長について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、**臨時休業期間を5月17日(日)まで延長**することとし、以下のとおり対応を変更する。

1 市立小・中学校の今後の対応

(1) 登校日の設定

5月12日(火)から15日(金)までの間に、児童生徒の様子の確認や追加の課題等を渡すため、「**登校日**」を設ける。(※ 授業は行わない。)

(2) 学校再開の予定

県内における感染症患者の確認状況を見ながら、**5月18日(月)から学校を再開する。**

2以下については、期間延長以外、取扱いの変更はありません。

2 市立小・中学校及び放課後児童クラブの対応

(1) 市立小・中学校 : 全校を臨時休業とする。

小学校35校(分校1校を含む)、中学校15校(分校1校を含む)

(2) 放課後児童クラブ : 小・中学校の臨時休業期間中は閉所(公設44クラブ)

(3) 臨時休業期間 : 令和2年4月20日(月)から**5月17日(日)まで**

3 臨時休業の間の「子どもの居場所」の開設について

(1) 期間 : 令和2年4月20日(月)から**5月15日(金)までの平日**

※土、日、祝日は開設しない。

(2) 時間 : 8:00~18:00 保護者による送迎、昼食持参

(3) 対象 : ①小学1~3年生及び特別支援学級で、家庭で過ごすことが困難な児童 ②4年生以上で特別の事情がある児童

※特別な事情=児童本人の事情や保護者が仕事を休むことが難しい場合など

(4) 「子どもの居場所」利用状況 : 小学生9,677人のうち・・・約430人(約4%)

4 市立幼稚園の対応

(1) 市立幼稚園 : 全園(25園)を臨時休業とする。

(2) 臨時休業期間 : 令和2年4月20日(月)から**5月17日(日)まで**

(3) 園児の受け入れ : 臨時休業期間中の平日、家庭で保育ができない場合は、預かり保育にて受け入れる。昼食持参

(4) 預かり保育時間 : 各園の通常の預かり保育時間

7:30~18:30(14園)

8:30~16:30(11園)

(5) 預かり保育料 : 保育を必要とする認定を受けている子どもについては、無料 その他の子どもについては、通常の預かり保育料が必要

(6) 預かり利用状況 : 園児1,093人のうち・・・約90人(約8%)

【問い合わせ先】

教育政策課	21-6179
学校教育課	21-6880
子ども政策課	21-6131